

平成19年第2回士別市議会定例会会議録(第5号)

平成19年6月15日(金曜日)

午前10時00分開議

午前11時51分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 報告第 4号 出資団体の経営状況報告について

日程第 2 報告第 5号 出資団体の経営状況報告について

日程第 3 報告第 6号 出資団体の経営状況報告について

日程第 4 報告第 7号 出資団体の経営状況報告について

日程第 5 議案第56号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第57号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議案第59号 平成19年度士別市一般会計補正予算(第3号)

日程第 8 意見書案第 9号 医師・看護師不足の解決と地域医療を守ることを求める意見書について

意見書案第10号 特定健診・特定保健指導に関する意見書について

意見書案第11号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書について

意見書案第12号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書について

意見書案第13号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書について

意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書について

意見書案第15号 地方財政に関する意見書について

意見書案第16号 ジェットコースターなど遊戯施設の事故の防止に関する意見書について

意見書案第17号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書について

意見書案第18号 道路整備に関する意見書について

日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

閉会宣告

出席議員（21名）

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

出席説明員

市長	田苅子進君	副市長 (本庁担当)	相山愼二君
副市長 (朝日担当)	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石川誠君
財政課長	三好信之君		
市立土別総合 病院事務局長	藤森和明君		
教育委員会 会長	佐々木正雄君	教育委員会 会長	朝日保君
教育委員会 教育局長	佐々木文和君		
農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局長	伊藤暁君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 長

横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君
議 会 事 務 局 幹 事 主 幹 近 藤 康 弘 君
議 会 事 務 局 幹 事 主 幹 中 井 聖 子 君

議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君
議 会 事 務 局 幹 事 主 幹 浅 利 知 充 君

議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君
議 会 事 務 局 幹 事 主 幹 浅 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第56号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 平成19年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第59号 平成19年度土別市一般会計補正予算(第3号)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第9号 医師・看護師不足の解決と地域医療を守ることを求める意見書について

意見書案第10号 特定健診・特定保健指導に関する意見書について

意見書案第11号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書について

意見書案第12号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書について

意見書案第13号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書について

意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書について

意見書案第15号 地方財政に関する意見書について

意見書案第16号 ジェットコースターなど遊戯施設の事故の防止に関する意見書について

意見書案第17号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書について

意見書案第18号 道路整備に関する意見書について

以上報告する。

平成19年6月15日

土別市議会議長 岡田久俊

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第4号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第4号 出資団体の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、出資団体であります土別市土地開発公社における平成18年度の経営及び決算の状況並びに平成19年度の事業計画及び予算についてでありまして、詳細につきましては報告資料のとおりであります。順次その概要を御説明申し上げます。

まず、平成18年度の経営及び決算の状況についてであります。計画をいたしました先買土地取得事業及び先買用地測量委託事業につきましては、先行取得の申し出がなく、事業の実施には至りませんでした。

次に、土地売却処分についてであります。公有地及び駅南工業団地用地のいずれも買い受けの申し出がなかったところであります。

この結果、平成18年度の事業収益はなく、販売費及び一般管理費の12万8,000円が事業損失となり、事業外収益の3,000円を差し引きまして12万5,000円の当期純損失となったところであります。

これによりまして、前期繰越準備金1億1,195万9,000円から当期純損失12万5,000円を差し引き1億1,183万4,000円を次期準備金といたしたところであります。

次に、平成19年度の事業計画及び予算についてであります。事業計画につきましては公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買用地の取得費といたしまして1,000万円及び用地測量調査費として100万円を計上したところであります。

次に、本年度の予算につきましては、計画上土地売却収入で149万円、借入金1,000万円及び事業外収入1万円を計上し、支出といたしましては本年度事業計画における事業費1,100万円、販売費及び一般管理費30万円のほか、予備費20万円を計上し、本年度の収入・支出の予算総額をそれぞれ1,150万円と定めた次第であります。

以上申し上げます。土別市土地開発公社の経営状況の報告といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第5号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第5号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、士別市農畜産物加工株式会社の第12期営業年度における経営状況並びに出資金の管理状況及び第13期営業年度における事業計画及び予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第12期営業年度の経営及び決算の状況についてであります。今期も地元農畜産物を原料とした市場性の高い卵製品を中心としながら、バレイショ、キャベツなどの加工製品について、すぐる食品株式会社を総販売元とするほか、イモモチなどの農産加工製品について、市内及び近郊での販売強化に努めてまいりました。

一方、経費の面におきましては、最近の原油価格の高騰から燃料や製品の輸送費、更には包装資材を初めとする石油関連製品の値上がりはありましたものの、主力であります卵製品に係る卵価が前年を大きく下回って推移いたしましたことから、全体として計画を大きく上回る営業利益を計上したところであります。

製品別の売り上げ状況を申し上げますと、バレイショ製品につきましてはイモモチなど25品目で売上数量は218.5トン、売上額は8,198万5,000円であります。キャベツ製品につきましては、お好み焼きの一種であるモダン焼きや小さなネギ焼きを中心とした23品目で200.8トン、9,065万9,000円、卵製品は錦糸卵など26品目で267.1トンの1億2,384万7,000円となり、その他の売り上げとして448万円であります。

このことによって、製品売上総数量につきましては686.4トン、総売上額は売り上げ目標額2億8,990万円に対し3.8ポイント増の3億97万1,000円となり、その他営業外収益及び特別利益80万4,000円を含めまして、第12期営業年度における収入総額は3億177万5,000円となりました。

また、費用といたしましては、売上原価が2億7,621万5,000円、販売費及び一般管理費で1,502万円、法人税充当額358万1,000円で、支出総額は2億9,481万6,000円となり、差し引き695万9,000円が当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第13期営業年度の実業計画及び予算について申し上げます。

今期は、これまでの12年間の経験と実績を踏まえ、全国的な販売網と市場性が確立されている卵製品を軸としながら、地元の農畜産物を原料とした製品の生産・販売に努め、売り上げ目標額の達成を目指すことで事業運営の安定化を図るとともに、地元生産者の所得向上にも寄与できる施設として発展できるよう一層努力をいたしてまいります。

このことに基づく収支計画についてであります。バレイショ製品、キャベツ製品、卵製品の売り上げなどによる収入総額を2億9,000万円といたし、これに要する費用は、売り上げ原価及び一般管理費などで2億8,950万円を計上し、第13期営業年度の経常利益を50万円と見込

んでいる次第であります。

以上申し上げまして、土別市農畜産物加工株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

伊藤隆雄議員。

3番(伊藤隆雄君) ただいま御報告がありました農産加工の中で、今年度決算が約700万円という剰余金が出たということは大変喜ばしいことだと思います。

そこで、前年度の17年度末2,844万1,000円、加えて3,500万円という繰越剰余金が出ているわけですが、御承知のようにこの財務状況を見ますと、負債額1億1,000万円のうち約7,300万円が短期借入れという状況でありますので、できればこの繰越剰余金を全額繰り越すのではなくて、この一部が相当部分を短期借入金を償還することによって財務を健全化するということも考えるべきではないかというふうに思うわけですが、その点の考え方をお聞きしたいということと、この借入金の金利並びに償還期間等についてあわせて御見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長(岡田久俊君) 相山経済部次長。

経済部次長(相山佳則君) ただいまの短期借入金の償還にかかわってお尋ねがございました。

確かに、今年度純利益を生み出しまして、利益剰余金3,500万円ほどございます。ただ、貸借対照表にございますように、実際に加工株式会社の方で現金預金として所有している金額というのは3,000万円ということでございまして、この加工株式会社は毎日100万円ほどの製品をつかって販売するわけですが、大体その販売した代金が回収されるというのが通常70日ということでございますので、大体ここにはございます売掛金6,600万円とございますけれども、7,000万円前後の売掛金を抱えているということでございまして、そういった中で短期的な借入金といいますのは、市から会社設立したときに7,000万円、それと冷凍設備を設置するということに3,000万円お貸ししまして、その後300万円ずつ償還いただくということになってございまして、現在7,300万円残っているわけではございまして、この後も300万円ずつ償還いただくということになってございます。

ただ、この資産の部に載っております剰余金と借入金等々を含めまして、全体的に資産の部の方にございますように、売掛金ですとか、現在1カ月分ぐらいの製品在庫を抱えるということで、3月末現在で2,700万円程度の在庫を抱えておりますけれども、そういったことでお金が使われているということでございまして、この3,500万円を全部そういった短期借入金に充てるということになると、会社自体としては毎月の給料の支払いとかそういった資金繰りに行き詰まってしまうということがございますので、今後におきましても300万円ずつを年間償

還していただくというお話になってございます。

それと、この金利でございますけれども、市の方から会社の方には金利ゼロでお貸ししているということでございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） この後の翠月でありますとか、羊と雲のそれぞれの報告がなされるんだけれども、一つお伺いしたいのは、販売費及び一般管理費の内訳というの出てますけれども、翠月と羊と雲のところには、賃金でありますとか、給料でありますとか、法定福利費だとか、こういうものが出されているんだけれども、この農産加工株式会社のところでは役員の報酬と役員の給料、賞与ぐらいしか載っていないんだけれども、これは一体どういうことなのかということと、そういうものもぜひ載せるといいますか、全部そっちの方では原価計算などもやっけていらっしゃるはずだから、そういうものを資料としてこの次から添付する必要があるのではないかと思うんだけれども、いかがなんでしょうか。

特に、今、農産加工施設では、例えば人件費はどれだけかかっているのかというのはわからないから、私どもが見る場合に売上高の何%ぐらいが人件費にかかっているのかなということなんかも見るわけですね。今、何人正職員、臨時職員合わせて使われていて、そういう給与費や法定福利費にどの程度かかっているのか、この点、2つ答弁を求めておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 相山次長。

経済部次長（相山佳則君） 今回、出資団体の報告ということで報告に出ささせていただいております書類、基本的には18年度事業年度にかかる事業報告と、それと経済部にかかわる3法人につきましては貸借対照表、それと損益計算書、それと販売費及び一般管理費に係る内訳書ということで、統一してお出しすることで営業の内容が把握できるのではないかとということでお出しさせていただいておりました。

それで、今、農産加工にかかわってこの一般管理費の内容を見ると、役員報酬と給料しか出ていないということでございますので、農産加工につきましては製造業ということで、翠月ですとか羊と雲にかかわりましてはサービス業ということで、人件費等については一般管理費の範囲内に入っているわけですがけれども、農産加工は製造業ということで1個当たりの販売単価を幾らに決めるかというときには、当然原材料費ですとか工材ですとか、人件費だとか、すべてを含めてその製品を1個つくるのに幾らかかったかということから利益率を乗せて販売するということがございますので、農産加工だけに、これはほかの製造業もそうなんですけれども、農産加工にかかわっては工場で働かされている方の賃金については製造原価の中に加えているということでございます。

それで、御指摘のとおり全体の事業内容を把握するには製造原価の内訳がなかったら把握できないというお話でございますけれども、その点につきましては私ども全体を見ていただく

いう意味では添付していないということは不足していたということだと思いますので、今後はそういった添付するようというふうに考えてございます。

それと、現在会社で働かれている方なんですけれども、総勢42名の方がおられます。そのうち今回報告させていただいております一般管理費に載っている役員報酬と給料、この役員報酬というのは工場長が取締役でございますので、その工場長の役員報酬、それと給料、手当、賞与、その後の法定福利費、福利厚生費がございますけれども、事務員の方と、それとパートの事務員の方がおられますので、その方にかかわる一般管理にかかわる分ということでございます。

それと、製造原価にかかわって人件費等でございます。工場長の分についても工場内で働く分については製造原価の中に加えてございまして、その分でございますけれども、労務士として平成18年度決算期におきましては賃金が5,998万1,000円、賞与が632万円、1,000円単位で申し上げますけれども、それと法定福利費が946万4,000円、それと福利厚生費として34万3,000円ということでございまして、法によっていろいろ保険ですとかかけなければならないというのがございますけれども、私の方で確認しておりますけれども、すべての方にそういったものはかけられているということで確認してございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、報告第6号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第6号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、株式会社翠月の第10期営業年度の経営状況並びに出資金の管理状況及び第11期営業年度の事業計画、予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第10期営業年度の経営及び決算の状況であります。今期は景気の低迷に加え、原油価格の高騰に伴う燃料費等の諸経費や、更に開業後10年が経過し設備・備品等の更新、修繕費なども増加するなど厳しい状況下での経営を余儀なくされた年でありました。

しかしながら、こうした環境下ではありましたが、宿泊部門におきましては常に顧客ニーズに即応し、快適で安心な施設の環境整備と行き届いたサービスの提供に心がけるとともに、年末年始特別企画などの集客活動についてスポーツ合宿関係者や寒冷地自動車試験関係者の恒常

的な利用と、更には観光、ビジネス等での利用者もリピーター客などとして定着化が図られております。

また、レストラン・宴会部門におきましては、常日ごろより新鮮な地元の食材にこだわった食事の提供を基本に、地元産サフォーク肉を活用したラムとろ井などの翠月オリジナル料理と四季折々の旬の料理にも一層の工夫を凝らすとともに、料理教室や日本酒と料理を楽しむ会など各種イベントなどを推進し、利用客の誘致を図ってまいりました。

更に、入浴部門につきましては、入浴回数券の特別販売と毎月2回の「風呂の日」を加え、とりわけ今期からお正月や「母の日」等の行事、記念日などの割引サービスを実施いたしてきたところであり、これらの取り組みが利用者から高く評価されたことなどによって、当初の売り上げ目標額を15.9ポイント上回る営業開始以来最高の販売高に結びついたところであります。

その結果、営業実績といたしまして、宿泊部門で1万6,908人の利用客で、売上額は8,150万5,000円、宴会部門で1万8,946人、5,743万5,000円、入浴部門で5万4,192人、1,799万1,000円、食堂部門で4,832万4,000円、特産品部門で856万9,000円、その他研修室貸室料等で67万4,000円となっており、これら各部門を合わせた総売上額は2億1,449万8,000円となり、これに営業外収入74万1,000円を含めまして、第10期営業年度における収入総額は2億1,523万9,000円であります。

次に、費用では売上原価が5,604万7,000円、販売費及び一般管理費で1億5,759万9,000円、営業外費用など6万4,000円、法人税等充当額90万8,000円で、支出総額は2億1,461万8,000円となり、差し引き62万1,000円の当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第11期営業年度の事業計画及び予算について申し上げます。

今期も引き続いて、合宿及び自動車試験関係者等の受け入れを中心として、特に本年8月、ドイツ選手団による世界陸上大阪大会の直前合宿が本市において実施をされることから、この円滑な迎え入れとともに、地場の食材にこだわった新鮮な料理の提供や四季を通じ魅力ある市民還元等の各種イベントも開催いたしてまいります。

また、入館者を対象に毎月2回を「風呂の日」として設定するとともに、特別入浴回数券などの割引サービスプランも引き続き実施し、レストラン、入浴等の各部門相互に相乗効果を波及させながら、指定管理者としての責任を強く自覚し、多くの利用者の方々に親しまれる施設運営と経営安定に鋭意努めてまいります。

このことに基づく収支計画であります。収入といたしましては基本となる宿泊、宴会、入浴等の利用客を5万3,700人と見込み、これに食堂、特産品、研修室貸室料等を含めて1億9,250万円、これに要する費用といたしましては、売上原価、販売費及び一般管理費を合わせまして1億9,050万円を計上し、第11期営業年度の経常利益を200万円と見込んでいるところであります。

以上申し上げまして、株式会社翠月の経営状況報告といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第6号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、報告第7号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第7号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、羊と雲の丘観光株式会社の第16期営業年度の経営状況並びに出資金の管理状況及び第17期営業年度の事業計画予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第16期営業年度の経営及び決算の状況であります。今回は景気の低迷等により一般利用客や観光ツアー客が減少し、加えて原油価格の高騰に伴い燃料費等の諸経費が増加をするなど、厳しい状況下での経営を余儀なくされた年度でありました。

しかしながら、こうした環境下ではありましたが、レストラン、サイクリングターミナルなど各部門の経営安定化を図るため年中無休の営業体制のもと、羊と雲の丘の壮大なロケーションやサフォーク羊、地場農産物などの資源、資材を十分活用した各種取り組みを推進し、集客強化に努めてきたところであります。

特に、今回はサフォークランド土別として市民や観光客の要望にこたえ、昨年より取り組んでまいりました地場農畜産物を活用したサフォークオリジナル料理について新たなメニューの開発とそのPRを積極的に行い、更に利用客から大変人気の高い特製ジンギスカンの提供とあわせ、とりわけ土産品、贈答品としての注文販売の強化にも努め、利用客の誘因を図ってまいりました。

また、サイクリングターミナル部門につきましても、昨年の販売実績を十分踏まえ、リピーター客等の安定確保を図るため、会合、行事などの弁当や宴会料理につきまして新鮮な地元食材にこだわり、更にその献立等にも一層の工夫を凝らして、特に仕入れ原価につきましては適宜改善見直しを行い、経営収支の健全化に努めてきたところであります。

更に、めん羊館部門におきましても、昨年の羊肉ブームを契機として道内外において羊肉への需要が高まりを見せておりますことから、その需要に応じて市内羊生産農家の円滑な一元集荷を推進し、羊肉の安定供給に努めてきたところであります。

その結果として、全体では当初の売り上げ目標額を9.8ポイント上回る売り上げ実績となりました。そこで、各部門別の営業実績であります。レストラン部門で2万3,610人の利用客で、売上額は2,818万1,000円、バーベキューハウス部門では7,597人、1,982万5,000円、売店部門で1万3,295人、1,624万9,000円、サイクリングターミナル部門で1万2,814人、売上額はつくも青少年の家を含めて3,047万4,000円、世界のめん羊館部門で1万8,244人、売上額は1,616万5,000円、これら各部門の総売上額は1億1,089万4,000円となり、このほか施設の指定管理収入などで4,545万4,000円、営業外収入101万1,000円を含めまして、第16期営業年度における収入総額は1億5,735万9,000円であります。

次に、費用では売上原価が4,750万4,000円、販売費及び一般管理費で1億669万9,000円、開業費償却で283万3,000円、法人税等充当額で30万3,000円、支出総額1億5,733万9,000円となり、差し引き2万円の当期純益となったところであります。

なお、本市の出資金2,500万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第17期営業年度の事業計画及び予算について申し上げますが、今期も本市観光拠点施設としての位置づけのもとに、雄大で牧歌的な羊と雲の丘の魅力を最大限発揮しながら、レストラン部門においては特に地元産のサフォーク肉、野菜などの食材を用いた旬の味覚としてのサフォークオリジナル料理のさらなる定着拡大に努め、更に星空のもとでのビール会や羊と雲の丘フォトコンテスト、子羊の授乳とスノーモービルランドなど、夏冬通して市民還元等の各種イベントを実施し、観光客等交流人口の拡大を推進いたすとともに、指定管理者としての責務を強く自覚し、施設管理の運営安定化に鋭意努力をしまいたいと思います。

このことに基づく収支計画であります。収入といたしましてはレストラン、サイクリングターミナル、世界のめん羊館等の利用者は総数で7万2,500人を見込み、収入総額では、これら各施設の売上額と管理運営に係る指定管理料収入などを含めて1億4,904万1,000円、これに要します費用といたしましては、売上原価、開業費償却等を含めた販売費及び一般管理費を合わせまして1億4,900万円を計上し、当期利益を4万1,000円と見込んでいる次第であります。

なお、第16期営業年度の純利益は2万円と報告申し上げましたが、これまで繰り延べ資産としての開業費について利益が生じた際には取締役会において経営安定化のため、更には税理士からもまずは償却すべきとの指導もあり、今回累積欠損金解消の前に2カ年でこの償却について計画し、今期税引き前で収支差し引き315万6,000円の利益を生じたことから、開業費588万3,000円の約半額の283万3,000円を償却に充てたところであります。

更に、残りの305万円につきましても、第17期営業年度で償却を計画いたしており、これまでの累積欠損金につきましては開業費償却後に中長期の計画を立て、この解消に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます。羊と雲の丘観光株式会社の経営状況報告とさせていただきます。

(降壇)

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第56号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第56号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

本改正は、本年5月16日に公布されました国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律によりまして、公務員で育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備の一つとして、育児休業を取得した職員が職務に復帰した場合の給与の調整方法を変更するとともに、関係条文及び文言の整理を行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 今の市長の御説明で、この条例は、育児と仕事の両立を容易にするためのものであるということで改正するんだということでしたが、ちょっとまだ中身的なことが非常にわかりにくいので、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。まず、改正するということですが、前の法律がよくわからないから、果たしてこれで改正なのか、改悪なのか、ちょっと見えないんですね。それで、改正前と比較してこの中身はどのように変わったのか、そして改善されているのか、育児と仕事をきちんと両立できるようなふうにちゃんと改善されているのかどうか、そこら辺のところをまずお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

市長からの提案説明の中でも申し上げましたとおり、国家公務員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律、これは上位法になりますが、これが5月16日に改正され公布されたわけでございます。

この公布後の改正法令の施行につきましては、公布の日から3カ月以内で政令で定める日と

ということで、すなわち8月15日までは施行がされるということで私どもは承知をしております。

そこで、今回の法律の改正の要点でございますけれども、育児休業した職員の職務の復帰後における給与の取り扱いということが要点でございます。現在、育児休業した職員につきましては、職務に復帰した場合は当該育児休業した期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、そのままの号俸を調整することができるということで、育児休業法で規定をされております。

今回の改正によりまして、具体的には最大で育児休業した期間をすべて勤務をしたものとみなして給与の調整をすることができることとされたものでございまして、したがって、このことによりまして実際的にはこの期間良好に勤務した場合と同じ号俸まで調整できるということになるわけでございます。

今回御提案をさせていただいております条例でございますが、本市におきましてはこの法律に適用いたします条例が市職員の育児休業等に関する条例ということで、育児休業をとった後の復帰時の取り扱いにあっては、市長が別に定めるというような現行条例になってございます。

したがって、法律の改正を受けまして、当該条例におきましてこのたび御提案申し上げますように、第8条として育児休業した職員の職務復帰後における給与の調整というものを規定をいたしたわけでございます。

実際に改悪なのかどうなのかというような御発言もございましたが、現行は先ほど申し上げましたように、育児休業期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして給与の調整をするわけでございますが、この法律が施行されることによりまして全体を見るということになりますので、改善がされたというふうに私どもは理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） はい、わかりました。

今までは2分の1というようなことだったのが全部見てもらえるということですが、具体的に考えますと、例えば育児休業を2年間とったと。そうすると、その間同期の職員が号俸が一つぐらい上がっていったと。育児休業をとった人が職場復帰をして戻ってきたと。そこに号俸の差が既についていると。そのときに、その後の働きぐあいとかそういうものを見て、号俸上がった職員とほとんど変わらないというような働きぶりだということであれば、当然すぐ次の昇級日で上がると、そういうふうに単純に考えてよろしいのですか。

議長（岡田久俊君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

改正後のそれら運用についてでございますが、原則的には今議員がお話にあったようなことになるかと思っております。ただし、この法律に基づいて施行されるであろう人事院規則、更には

育児休業等の運用、更には復職時等における号俸の調整の運用というのが、今後8月いっぱいまでに国の方で示されることになろうかと思えます。これらにつきましてはまだ明らかになってございません。

したがって、これら運用が、要するに原則的にはそういうことになろうかと思えますが、それぞれの手当ですとかそういったもの、それから格付の部分等がどういう形で運用されるのかは、今後国の示される制度に基づいて行われるものというふうに承知してございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） それと、もう一つ改正点がありますね。第10条ということで、第9条第1項を19条第1項に改めるということが書かれておりますが、これの中身もちょっとわからないので教えていただきたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

ただいま御質問いただきました国の法制の部分の該当項目は部分休業という形の項でございます。この部分休業につきましては、3歳に満たない子を育児休業で取得せず、公務に支障のない限りで1日の勤務時間の一部を勤務しないことができるというような制度でございますが、旧制度におきましては第9条第1項に基づきまして3歳に満たない子までということで定められておりましたが、今回の法律の改正によりまして、第19条第1項の規定は小学校就学の始期に達するまでの子ということで拡大されたということでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） ということは、年齢が拡大されて、これはかなりの改善というふうに考えますけれども、部分休業で時間が2時間を超えない範囲内の時間に限ると、たしか新しい法律ではそうなっていますよね。年齢の幅は大きくなって大変うれしいんですが、1日の勤務時間の一部と書いて、（2時間を超えない範囲内の時間に限る）と限定されているけれども、これは旧法律からの後退ではないんですか、どうでしょう。

議長（岡田久俊君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） 前段、私からお話しさせていただきましたとおり、部分休業と全体としての育児休業の取り扱いに関しましては、今後、先ほど申し上げました人事院規則や育児休業等の運用の中で具体的な取り扱いがされるものというふうに承知してございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） ということは、これはまだ不確定だということですか。そういうふうに解釈してよろしいんですね。はい、わかりました。そうだとするならばいいでしょう。5時間に変わるかもしれないしということになりますね。

それで、今、土別市では病院なんかも含めて育児休業をとっている職員というのは何人ぐら
いいるかということ、男性はどれくらいいるのかなということ、最近の傾向として育児休
業はどんどんとられているのかどうかというようなことも含めて教えていただきたいと思いま
す。

議長（岡田久俊君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） これまでの職員の育児休業の取得の実態についてのお尋ねでございま
す。本庁並びに病院を含めまして、平成16年度は20人、平成17年度中は16人、平成18年度は20
人ということで、女性職員の取得率は100%の状態にございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） この法律は女性だけじゃないですよ。男性も対象にしていると思いま
すよね。これは男性もとれるということですが、そこで今のところは100%とられているとい
うことで、大変喜ばしいと私は思いますけれども、これから運用の規則も考えていくというよ
うなことですけれども、財政がこのように逼迫してきて、職員も削減していくというようなこ
ういう状況の中で、育児休業をだんだんと取りにくくなってきては困るなど私は思うんですよ
ね。特に看護師さんなんかは忙しさの中で、なかなかとりにくいのではないかなと私は思うん
ですよ。

それで、基本的な問題は、どこの職場もそうですけれども、職場の雰囲気とか環境とか、特
に男性、上司の考え方とか、そういうのが物すごく影響すると思うんですよね。生理休暇にし
てもとりにくいというのは、そこら辺がネックになっていると思うんですが、そういったよう
な女性、今は男性もですが、権利としての育児休業をとりやすいような職場環境、そういった
ものをつくる努力を物すごく期待するんですが、今のところはどのような対応策というか、と
りやすく努力をされているのか、そこら辺のところもお聞かせ願えればと思います。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

少子化の時代を反映して、こういった育児休業とか法律改正がなされてきたところでござい
まして、特に人材育成支援対策推進法が施行されまして、土別市におきましても平成17年度か
ら土別市特定事業主行動計画、こういったものが策定されまして、例えば出産とか小さなお子
様を増やす、こういった考え方の中で土別市特定事業主行動計画を策定しております。

そうした中で、今議員のお話にあったような職場でのこういった出産する職員に対して、そ
の対応策、こういったことになるわけでございますけれども、今定例会の冒頭でも補正予算と
して臨時職員を、職員の出産に合わせて臨時職員を2名雇用する、こういった補正予算も議決
していただいたわけでございますけれども、私どもとしましては職場それぞれの協力、こうい
ったものを前提とする中でちょっと難しいなど、出産に対する対応が難しいなど、そういった
職場があるとすれば、今回のように補正予算で対応して臨時職員等で対応していく、こう

いった考え方を基本的に持っています。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 実は、先ほど言いましたように市立病院は女性の多い職場でありまして、課長の方から20名と言いましたけれども、実際そのうち職員が150名ちょっと看護師の職員、男性も含めておりますけれども、実質育児休業、それから産休が17名ということで、非常にこれだけ多い産休、育休を抱えている職場は多分ないのではないかと思います。

そういった中で、やはり私どももそういう多くの女性が働いている職場でありますので、日ごろからやはりそれは同じ女性だということで、特にハードな夜勤等もあるものですから、どうしても体調を崩して出産前に休暇をとるとかいろいろなことがあります。それはそういう形の中でやはりきちんとしたカバーをする中で対応しているということで、現実には私どもとしては本当のことを言えば、看護部長も正直言ってこういう形で職員が今言ったように20人弱の産休、育休があるわけですから、職場環境としては非常に大変で、人員の配置も大変な状況にありますけれども、やはりそれは今後の土別を支える子供が多くこういう形で育っていくという病院ということもありますものから、そういう形の中で職員協力しながら産休、育休がきちんととれるような状況で努力をしているという状況であります。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第57号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第58号 平成19年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第57号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第58号 平成19年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、介護分税込と介護

納付金支出の収支バランスの改善を図るために、昨年、介護分税率を改正いたしたところでありましたが、更に2カ年間で段階的に収支の均衡を図るものとし、平成19年度につきましては所得割を1.6%、被保険者1人当たりの均等割を7,000円、そして世帯当たりの平等割を6,000円といたすものであります。

一方、医療分につきましては、介護分の引き上げにより介護分負担世帯の負担が増加すること、また厳しい経済情勢により収入が減少し、税負担が重くなっている状況、更には平成18年度の決算が約6,800万円の黒字と見込まれた中で税率改定を検討し、これらをもとに引き下げをいたすもので、平成19年度につきましては所得割を9.5%、被保険者1人当たりの均等割を2万2,000円、1世帯当たりの平等割を2万4,000円といたすものであります。

また、医療分の付加限度額につきましては、地方税法の改正により56万円となりましたので、法定限度額と同額の56万円に改定するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計の補正予算についてであります。今回の補正につきましては、ただいま申し上げました税率の改正等に伴うものでありまして、まず歳出につきましては療養給付費などの再推計をいたしました結果、5,558万円の増額となり、歳入におきましては新税率の適用と平成19年度分の基準所得の確定結果を含めた税額算定により国民健康保険税が3,591万9,000円の減となり、療養給付費の増額に伴い国・道支出金を2,350万円増額し、これに平成18年度決算に伴う繰越金6,799万9,000円を計上いたして収支の均衡を図った次第であります。

なお、支払準備基金につきましては、当初予算どおり約1億900万円の取り崩しを見込んでおり、19年度末の基金残高は約5,800万円と推計をしているところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 昨年度も税率が改定されておりますが、そのときの基本的な考え方、最大のポイントといいますが、昨年度のはね、それは中間所得層の滞納率が高くて、現役世代の負担を軽くするんだというようなことを一つのポイントとして御答弁なさっております。そのことで介護分の税率を上げて、医療分を引き下げて全体的なバランスをとるんだと、そういうふうにおっしゃってございました。

毎年度見直すということでもありましたので、今年度もそれに倣って見直されたのだと私は解釈しておりますけれども、その昨年度おっしゃっていた現役世代の負担が軽減されたのか、中間所得層の滞納率が少し変わったのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思うんですけれども。まず、18年度の滞納者の数とか滞納額ですね、そしてそれは17年度と比べて減ったのか、それとも増えたのかということですね。全国的には物すごく大きい500万近い世帯が滞納になっておりますけれども、土別の場合はい体どうなのか。

それともう一つ、昨年度のちょうど今ごろの議会で改定案が出たんですけれども、そのときのお答えでは、土別市16年度までの累積滞納額は1億6,000万円というふうにお答えになっておりますが、それでは18年度までの累積は幾らなのか、そこら辺をお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えをいたします。

まず、18年度現年度の課税分についての滞納でございますけれども、97人おられます。その滞納額は3,272万6,000円でございます。

それで、17年度と比較いたしますが、滞納となった方、17年度では123人、18年度は先ほど言いましたように97人でありますので、26人減少したということになります。特に、世帯の合計所得が150万円から250万円までの中間所得層と思われる世帯の方々につきまして、現年度分での滞納となった率で申し上げますと、17年度では約13%であったものが18年度では約11%と、約2ポイント収納が改善されたところでございます。

また、18年度末における滞納額につきましては、18年度の現年度分での滞納となった額が3,272万6,000円、更に17年度以前分が1億3,317万5,000円でありますので、合計1億6,590万1,000円となっております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 今の御答弁では、昨年度の税率改正がまさに改正で、少しばかりよい影響が出たと解釈してよろしいのではないかなというふうに思いますが、それで今年度また税率が変えられるということですが、昨年度とほとんど考え方というんですか、介護分は上げて、医療分は下げる、それで収支ちょんちょんというふうに考えたのではないかと思いますけれども、そこら辺の基本的な考え方というのをちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えをいたします。

今回の税率改正につきましては、昨年度からの引き続きでございますけれども、国保税の制度といたしまして税収の中で医療分と介護分という2つに分かれております。介護分につきましては負担される方が40歳から65歳未満という方で、医療分とは異なった年代の方々に御負担をしていただいているところでございます。

そこで、介護分については税収と、それから国保税の方から介護の支払いをしておりますお金に対して収支のバランスが崩れておりますので、昨年度から介護税の部分についてバランスをとるために介護の部分の税率を上げて、それに伴う部分、今年医療分を下げようとしたものでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） それで、昨年度お聞きしたときには、滞納者に対しての短期証の発行が18

年6月現在で43世帯だという御答弁をいただいておりますが、今年度現在までの発行数をお聞きしたいと思います。短期証ですね。それから資格証の交付状況もお聞きしたいと思います。

それから、それらの発行された方々の事情というものもある程度把握されていると思いますので、細かくでなくていいですから、大まかなことでお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

先に短期証でございますけれども、平成19年6月現在におきまして46世帯、71人の方に交付してございます。昨年6月現在43世帯、68人に発行したということで、比較いたしますと、今年度3世帯、3人増の交付というふうになってございます。

次に、資格証交付状況でございますが、現在2世帯、2名の方に交付してございます。これは昨年度の6月現在、1世帯お1人に交付したものと比較いたしますと1世帯お1人増という交付状況になってございます。

また、短期証資格交付の発行ということですが、基本的にはまず国民健康保険で災害などの特別の事情がないのに国保税を納付されない場合に、通常より有効期限の短い短期被保険者証、俗称短期証でございますが、これを交付することになってございます。

また、更に納期限が1年を過ぎても納付されない場合に保険証の返還を求めて、資格証明書を交付するという形で短期証、それから資格証について交付をいたしております。

ただ、本市におきましては短期被保険者証の交付につきましては、有効期間が3カ月の短期証を交付するということにより、納税者の方と納税相談ができる機会をなるべく多くしたいということで、納税意識を深めてもらい、収納につなげていきたいということで短期証を発行してございます。

また、資格証の交付につきましても、短期証の交付でも納税の意識がなかなか変わらない方につきまして、また長年にわたり納付がない方につきまして交付しているという現状でございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 短期証とか資格証というのは、本来発行するべきものではないと私は考えております。これは憲法25条の生存権の問題で、そこに大きくかかわっていると思いますが、保険証は全員に渡すというのが基本だと私は思っております。

それで、市の方の滞納対策の努力というのも何度かお聞きしておりますけれども、今の御答弁で、特に資格証は昨年1世帯1人が今度は2世帯2人に増えたということですが、これは経済的な問題よりも意識的な問題なのでしょうか。それとも、非常に困窮していたら救済措置はできますよね。だから、多分これは意識的な問題なのかなとも思いますけれども、特に短期証の場合、3カ月で面談していろいろお話しするということですが、これも減っていないですよ、3世帯3人増えている、そこら辺のところをどのようにお考えなんでしょうか。話しても、

語っても、何をしても払っていただけないのか。それとも、何らか別の方法で救済のやり方はないのかということをももちろん探ってはいると思うんですが、特別な事情とか何かそういうのに当てはめて軽減するとか減免するとか、何かそういうようなことはできないものなんではないでしょうか。ちょっとそこら辺の努力の足跡をお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） 短期証、資格証の発行について、本来するべきではないという観点での御質問でございます。

私ども、主たる国保税担当あるいは納税担当におきましては、あくまでも強権を発動して短期証を発行する、あるいは資格証を発行するというのではなくて、再三にわたり文書でも来庁を促し、直接納税係においては何度も訪問をし、そしてさまざまな生活状況ですとか就業の状況ですとか、そういったことについてかなり再三にわたって相談に応じております。

そういった中で、就業の状況あるいは病気等での状況で、そういった部分でどうしても納付が滞る世帯についてまで資格証あるいは短期証を発行しているわけではございません。

特に、昨年度の例で申し上げますと、それぞれの担当の方で滞納があった世帯のうち、納付意識の部分で薄いと思われる190世帯を抽出いたしまして、更にそれらについて国保税の滞納者措置審査委員会、これは市民部内部で組織しているものでございますが、各担当があらゆる側面から検討して、更に72世帯について絞り、それについて更に細かく検討をし、納税の担当が再三さまざまな手だてを講じて分割納付ですとか、そういったことを御提案申し上げているにもかかわらず、一切それに応じない方について、その46名の交付となったということでございます。

更に、資格証の交付につきましては、2名の方につきましては短期証を交付いたしておりますけれども、4年間にわたって一切納付がないということで、この部分につきましてはあくまでも経済的な支払い能力がないとか、病気によって働けないとか、あるいはその他の理由によって納付できない状況にあるというふうに、どの角度から見ても判断されるということではなくて、あくまでも納税意識が低いために納付されないということで、そういった意味で我々としては納税の公平性を保つ意味から資格証を交付しているという状況でございます。

納税担当あるいは国保担当におきましても、土別市の場合には他の都市に比べて流動人口が少なく、比較的固定している人口が多いという好条件もございますけれども、今年度においてもかなり高い収納率を国保で上げられたのは、ただ単に高圧的に納税しなさいということではなくて、かなり親身な形で納税者の相談に乗り、そこで信頼関係を得て納税をいただいているという、納税担当職員の日々の努力、そして国保担当においてもさまざまな形で生活状態においてはいろいろなことを御相談に応じて対応している結果だというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第59号 平成19年度士別市一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第59号 平成19年度士別市一般会計補正予算（第3号）について、その内容を御説明申し上げます。

今回、予算に追加いたしますものは、民生費では、昨年の介護保険制度改正で新たな在宅サービスとして創設されました小規模な居住型の施設で、通所を中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの介護や支援を行う小規模多機能型居宅介護施設の整備について、本年1月、事業主体となる株式会社かしの木及び医療法人社団三愛会より、平成19年10月からの事業所開設の意向を受け、国に交付金協議申請を行っていたところですが、このほど本市における整備計画が認められましたため、この2つの事業所に対する補助金3,240万円を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、士別産羊肉生産基盤確立推進事業において、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を活用し、人工授精による優良繁殖雌サフォークを増頭し、その血統登録を促進することで、本市産羊肉のブランド化と将来の種畜供給基地化に向けた生産基盤の確立を図るとともに、羊肉販路の拡大などを目指して100万円を追加計上いたしました。

次に、土木費ではさきに災害状況報告で申し上げましたが、川西地区の局地的集中豪雨による土砂が流出、道路、側溝21カ所が閉塞したことから、この土砂処理に要する重機借上料600万円のほか、川西川及び川西九線川における土砂処理、流木の除去に要する経費及びコンクリート管取りかえ工事費などで280万円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、国庫支出金などの特定財源のほか、繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

牧野勇司議員。

18番（牧野勇司君） ただいま市長から提案のございました補正予算の中で、6月9日、集中

豪雨によって未曾有の災害に見舞われた川西地区の関係について、ただいま880万円の補正予算が上程されたところであります。12日の定例会の冒頭で、市長から災害状況報告がなされて、その後、市の担当部局あるいはJ A、共済等々それぞれの担当者が現地を訪れ、現地調査も行われたところであります。

川西町の被災農家の皆さん方のお話を聞くと、とにかく不安であり、失望であり、ため息ばかりだと。せっかく毎日毎日1年ごとに土づくりに精を出してきたにもかかわらず、その半世紀の努力が一瞬の豪雨によって表土が流されてしまった。こういう不安だとか、あるいは将来どうするんだろうというものも相当あったのではないかと推察するものであります。心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を願うのであります。そこで、市長はいつも、とにかく市民のお話を聞きなさい、聞いてあげなさいと、こういうことを言われているのであります。12日に早速自治会の主催によって会館でそれぞれ市の担当の部局の皆さん方、あるいは関連する農業団体の皆さん方が一堂に会して話し合いを持ったということは、私は極めてこれは大きく高く評価するものであります。

その後、地域の皆さんのお話を聞くと、2分の1ほど心労から離れることができたというようにお話も聞くわけであって、私は極めて効果があったし、そのことによって一日も早い復旧ができると思うのであります。そこで今回この予算が出されたのでありますけれども、議決と同時に即対策が講じられると思うのであります。

それで、工事請負に出ているのは1本でありますから、当然これは入札行為になると思うのであります。その他の例えば河川の関係、トラフ、道路、あるいは取りつけ道路、農道、こういったものについては数多くの関連する企業、土別にはあるわけですから、その方々にお仕事をさせていただきながら、一日も早く復旧すべきだと思うのでありますけれども、どのような業者選定をしていくのか。

それと、私も現地を見てきましたけれども、とてつもない甚大な災害になっている。果たしてこれだけの予算で復旧が可能なのかどうなのかというのも、ちょっと不安な面もあるのであります。その点も含めて再補正なんか場合によってはあり得るのではないかなという気もするのでありますけれども、その辺も含めてお話をいただきたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、工事のやり方でありまして、今回つけてもらったのは工事請負費という部分もありませんけれども、重機の借り上げということで、それぞれ時間当たり単価をもってどんどん重機を借り上げた中で災害復旧をやっていくと、そういうような状況で復旧をやっていきたいというように思っております。

きょう予算が議決いただければ本格的にやるわけなんですけれども、今まではこの中で現行の予算でついている部分があります。その現行予算の中でついているものについてどんどん予算の範囲というか、そういう中で実際工事を取り進めております。その現行予算のときに、大

体業者2社で道路側溝整備、よくやっている業者に頼んで、それと地先にいた業者を頼んでということでやっております。

今お願いしているのは8社をお願いして、なれている業者、特殊な工法といいますが、なれていないと、時間ばかりかかって、お金がかかってしまうということで、土木のなれている道路側溝などの、土砂さらいをやった経験の豊富なところの業者について、それぞれ相手方もありますので、その様子を聞いて、早速きょうから入るような格好になっております。

その中で、予算は大丈夫かという話ですけれども、6月9日に災害が発生して、10日に職員を招集して現地を確認して、補正予算に向けて積算をした中で今回の補正ということでお願いをしたわけですけれども、そのときにはある程度余裕を見たといいますが、そういう中で予算計上をお願いしているところでもありますけれども、この前の12日の地元の会合、あるいはきのうあたり様子を見にいきますと、なかなか今の予算ですべてができ上がるのかなということを、はっきりやれますというような状況になっていないのかなと。

今、牧野議員からお話がありましたけれども、場合によっては再度補正予算をお願いするようなことも出てくるのではないかと。ただ、河川費あるいは道路維持費は現行の予算もありますので、それらとも見合わせた中で事業をどんどんやっていって、中には河道整備ですとか、あと秋の取り入れ後でないと入れないような現場もありますので、そういうところについては様子を見ながら秋口に延ばして、議会でまた足りなくなれば補正予算を組んでいただいて、秋口の取り入れ後、あるいは雪の中で河道掘削だとか、土砂の運搬とか、そういうようなことが出てくるのではないかと考えております。

予算については、まだまだやってみないとわからない部分が結構あるものですから、そういう中で現行予算と今回の補正予算と合わせて考えた中で仕事をやっていって、そして足りなければそれなりの措置をまた今後考えていきたい、そのように考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 牧野勇司議員。

18番（牧野勇司君） それで、私も現地を見ますと、例えばカボチャ畑なんかはひどいところは岩盤の状態に実はなっているんですね。これをやはり再生をしていくとなると、相当な個人的な資金力も必要になってくるというふうに思うわけです。

それで、千差万別、局地的なものですから、すべての皆さん方がそうだとは言いませんけれども、そこで地域の要望がマスコミで少し出ているのは、やはりこれを再生するためには相当資金が必要だと。何とか市なりJA協議をいただきながら、無利子融資制度なんかを創設していただきたいと、こういうひとつ要望がある。これはぜひ早急に協議をしていただきながら、そういう方法をやはりとるべきだというふうに一つは思います。

もう一点は、今、中山間事業を実施しているのでもありますけれども、この追加事業というのは可能なかどうか。特に、緑肥について言えば、流れたものについては助成策が講じられるんだと、こういうことで今、早急に作付面積なんかも調査をしているんだと思うのであり

ますが、この辺は早急に急いでいただきたいのと、それから産地づくり交付金、地域型によって交付できるシステムになっているわけですね。ですから、これがどの程度残額、事業費があると本年度あるのかどうか。

それと、全体で例えば川西の農地を守っていくんだという、そういうシステムになってきた場合、もちろん連合基金からの交付なり、土別市の集落が14～15あるわけでありますから、そういう中の合意をとらなければこの事業はできないと思うのでありますけれども、ぜひ川西地元の皆さん方の御意見も聞きながら、この事業についても積極的に地域に導入できるように、私は取り計らうべきだと思うのでありますけれども、この点はいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 今回の災害につきましては、今、道路、河川等の公共土木災害というほかに、農地・農作物に甚大な被害を受けているということでございます。

それで、先日の12日に地区でいろいろお話を聞きましたけれども、やはり堆肥を入れ、緑肥を入れて生産性を上げてきた土地が流れたと、その復旧をどうするんだということも含めて、無利子融資的なものもできないかというお話もございました。

そこで、農協といろいろそれに向かっていけるのかということ協議をさせていただいておりますけれども、一つは原資として農協のプロパー資金、あるいは信連のそういった災害関係の資金というのもございます。

それともう一つ、農作物につきましては道や国の方でも災害資金というのがございまして、そういったもののこういったものが活用できるのか、またそういった制度資金を活用した中で、無利子化するというのを地域的にどういうことができるのかということ、今、具体的にこうするという事は出ておりませんが、これは地域の人方、作物の被害については今後共済組合がどれだけの被害が出たかということもあろうかと思っておりますけれども、農地を復旧するという事になりますと、今これからすぐに資金需要が要するというようなこともございますので、早急にそういった資金の手だてができるのかどうかということについて検討してまいりたいというふうに思います。

もし農協という関係機関で利子補給、市も含めて利子補給ということになれば、また補正予算ということも出てくると思っておりますので、相談させていただくことになるのではないかとこのように考えます。

それと、現行私どもが取り組んでいる制度いろいろございまして、一つは、今お話にございました中山間地域直接支払制度、これは地域の土別市の裁量でいろいろ取り組めるということで、暗渠ですとか、明渠ですとか、緑肥ですとかやってきたわけでございますけれども、緑肥を植えて、堆肥を入れて土が流れたというところについては、再度緑肥の種を手配して、そこで助成をしながらまいていただけるという手だてもとれます。

それともう一つは、排水が悪く、今まで自作地の中の明渠的なものが詰まったというところにつきましては、今後地域的な聞き取りもしながら、これは今やれるもの、あるいは作付をし

ている農地については収穫後でないといけないとか、いろいろ状況もございますけれども、そういったことを確認しながら、そういった制度で対応していきたいというふうに考えております。

それともう一つ、この中山間地域直接支払制度の中には、通常基本的にやっている暗渠、明渠、心破、緑肥というほかに、全体の事業費の中でその年度、そういった基本的な事業をやっても、全体の連合基金の中で予算的なものが余裕が出たというときには、それぞれ地区でこういったいろいろな地区で困っているところの整備をするというような事業も、これは2次の事業として組んでございます。過去に温根別地区の北線地区の土水路を管を入れるということもやっておりますし、多寄地区で農地ののり面が崩れそうだというようなところに手当てをするということで、これは上限、連合基金から出すのは1,000万円、それに見合う事業費を地域の中でやっていただいて、地域の負担が3割、連合基金が7割という中で連合基金から支出が1,000万円ということでございますけれども、この間の12日の地区の説明会の中ではそういった制度があるということで、これはいろいろ個人的に被害を受けているわけなんですけれども、個人個々で、こやる、こやるということではなくて、地区全体としてどこの地域を手当てするという合意が必要ですので、まずは地区の中でどこをやるんだということをお決めいただいて、そして全体の連合集落の役員会の中でその事業を認めるかということをお話いただいて、着手するということになろうかと思えます。

それと、産地づくり交付金ということが今、お話の中に出ておりましたけれども、産地づくり交付金については、基本的には転作田の中で他のものを作付して、それを収穫するということが基本なんですけれども、こういった既に作付が終わったところで災害があるといったようなところについては収穫できないということもありますけれども、これは地区の協議会の中でそういった事象が発生して、収穫できないんだということが確認されれば、それはもう収穫があったと同様な産地づくり交付金の手当てができるということもございますので、これは道の協議会の承認も得なければならぬという部分もありますけれども、これは何としてでもそういった方向で認めていただけるように地区の協議会で決定をして、道の協議会と協議をしていきたいというふうに考えております。

それともう一つ、農林水産省の方で農地の被害があった場合には災害復旧事業というのがございまして、その中で農地災害復旧事業というのもございます。これについては、1時間に20ミリ以上の雨が降った、あるいは1日に80ミリ以上の雨が降ったということで、それと1カ所当たり40万円以上の被害が出たという基本的なことが確認されれば、復旧事業化に向かえるということでありまして、今の上川支庁を通して、道、それと農水の方とも協議をしておるんですけれども、ただ、今回の雨が局部的な雨で、被害報告させていただいた中でも、武徳のデータで11ミリということで、そのほか川西地区にそれだけの雨が降ったという客観的なデータがないかということで探しておるんですけれども、气象台の方で雲のデータがあって、その雲がその時間帯に川西にかかっているというデータはあるんですけれども、雲がかかっているから実

際に雨が降ったと。これは現地を見ていただければ、雨が降ったというのは一目瞭然なんですけれども、そういったものをどう証明していくかということもありますので、そういったことも証明しながら全体的に対策を講じていきたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） ぜひ、各種制度を最大限に生かしながら支援策を講じていただきたいと思います。

最後にお聞きしたいんですけども、緊急時の防災対策の点であります。24時間、市に緊急時に連絡をすれば、どんな内容についても、その部署部署の担当者に連絡がいったら即対応ができると、こういうことは伺っております。

しかし、市民が必ずしもすべての皆さん方が緊急時に市に連絡するとは限りません。今回で言わせていただければ、防災ステーションがすばらしいものが完成して、例えば河川関係だから河川防災センターに電話を入れる。そうなりますと、これは呼び出しだけであって留守電も何も入っていない、たしかそうです。それから、あそこに一緒に同居しています施設維持センター、ここに連絡をしますと、ここでは土曜日だったものですから業務はもう終わっていたと。していなかったということで、留守電で「本日の業務は終了しました。時間は月曜日から金曜日8時45分から午後5時15分までです。業務時間内にかけてください」、こういうガイダンスが流れるんですね。土曜、日曜、あるいは夜でも緊急の場合は、やはり市民の皆さん方は市役所に電話を入れれば事済むかもしれないけれども、直接電話する場合もある。ですから、留守電はやはり「急を要する場合は市役所、23の3121に申しわけないけれどもおかけください」という留守電にすべきだろうと、これが一つですね。

それと、朝日と土別が合併して防災計画の策定中だと思うんですね。この辺のガイドブックなんかもきちんと早い時期に市民宅にそれぞれ配布をしながら、今後の防災体制というものも確たるものにしていただきたい、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず、今回の災害の実際の動きでございますけれども、18時10分に地元の方から電話が入りまして、警報そのものにつきましては18時15分、上川北部に大雨、雷警報が発令したわけでございますけれども、18時10分、私ども市役所の当直の方に連絡が入りまして、その後は18時20分に市の職員2名が本庁に出勤するとともに、施設維持センター、あるいは土木管理課の方に連絡を入れております。

そういった中で、直接現場を見るなり対応する中で、その後の応急対応策、こういったことが講じられたわけでございますけれども、今回のこういった防災に関しましては、あくまでも市に電話が入りますと、そこから枝分かれ、総務課の担当職員に連絡が入りまして、総務課の担当職員から各部の上司あるいは関係する部署に連絡する、そういった時系列についてはきちり確立されているわけございまして、こうったことにあわせて、さらにそれぞれの職員の

携帯電話等も把握しておりますので、自宅にいない場合には携帯電話を入れる。そういった形の中で対応を図ったわけでございます。

それともう一つ、今回の防災計画に関してでございますけれども、士別市の地域防災計画につきましては、旧士別市と旧朝日町が合併したということで、新しい防災計画を策定しなければならない。こういったことで、ことしの3月に新しい地域防災計画については策定されております。これらについてのダイジェスト版的なものを今年度策定するというので当初予算に計上しておりますので、災害というのは私どもとしてはいつ起きるかわからないという考え方を持っておりますので、できる限り早い段階で全戸配布のダイジェスト版、こういったものを作成して配ってまいりたいと考えてございます。

議長（岡田久俊君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） ただいまの防災ステーション、あるいは医事センターの関係ですが、今御指摘のとおり、内容にちょっと不親切な点があると思われまので、早速直して、緊急時の場合は市役所の方に連絡してくださいと、そういうような中身を入れて再度作り直していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） 今回の災害について、市長もすぐ現地を調査されているようでありますし、先ほど申し上げましたとおり、12日には各部局のそれぞれ職員の方々とか、あるいは関係団体の皆さん方との懇談会が実施されたということは、私は本当に評価すべきことだと思うんです。心労を取り払いながら、将来にきちんとした短中長期的なことを住民の皆さん方に知っていただきながら、復旧にやはり力を注いでいくと、こういう姿勢が必要だと思うのであります。先ほど申し上げましたように融資の問題だとか、今後の復旧も含めて、市長のそういう意味では特段の御配慮を願っておきたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君） 私から総じて申し上げたいと思えますけれども、本当に今回の災害というのは過去に例を見ることがなかったということが、現実にはやはり温暖化現象というものがこういう形になってサロマの問題、突風でもないですけれども、起きるようになるということになると、本当にこういうものに対する備えもどういふふうな対策をこれから講じていったらいいのかという、私は新しいこの地方に対する課題が一石投じられたのではないかと、そのように思っております。

今、牧野議員からお話ありましたように、私もすぐ飛んで行きました。現地で呆然としている農家の皆さんも、これ以上農業を僕はやれないなとか、あるいはそう言わないでひとつ何とかみんなでもう一回頑張りましょうというふうないろいろな激励もその場では大変大事な私は言葉だと思って、皆さんにかけて帰ったわけですが、実は、昨日名寄市で北北海道の国道の高速道路のフォーラムが実はありました。そこに旭川開発建設部長から次長、スタッフ、

あるいは土木現業所の関係者の皆さんが来ておりましたけれども、皆さんがおっしゃるのは、全部今回の川西の異例とも言える集中豪雨というのはぜひ行って見ておかなければならないと。それから、私に対しても、すごい被害を受けていると。あれを復旧するためには相当費用もかかるだろうけれども、今のところどういうものがあるんだろうかというふうなことも、むしろ開建の部長さん方も心配して聞いてくれた。

それで、想像もつかないあんな降り方というのは歴史上本当はないことだということで、ただ、これからやっぱり温暖化現象の異常気象が何を生み出さかわからないということになれば、やはりそれに備えた恒常的な対策というものもふだんから考えておかなければならない。時代は変わってきたというお話をしてくださって、お見舞いの言葉も実際にいただいたわけです。

私は、本当に職員がすぐ外とのかかわりを持って行動してくれたことに対しても、よくやってくれていると思っておりますし、それから今度の議会で800万円程度の補正を出させていただいておりますけれども、しかし、現実にもっともっと工事を進めていったりしますと足りない部分が出てくるのではないか。その場合の対応の仕方については、今、次長の方からもいろいろ答弁をしておりましたけれども、改めてまたその範疇でおさまらない場合には、議会とまた予算の問題で十分提案をして御審議をいただいで対応したい、そこまで考えておりますので、今回は単に行政が何かをしてやるというだけではなくて、川西の皆さんも当日はちょうど花いっぱい運動で花を皆さんで分けて、そんな作業にも入るといっていた地域づくりに非常に熱心な地域でもありますので、単にこれは被災者だけの問題ではなくて、あの集落全体がこの川西の農業をしっかり守っていくために頑張らなければならないという姿勢をさらに盛り上げてやるためにも、私どもはしっかりした対応をしていかなければならない、そのように思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、意見書案第9号 医師・看護師不足の解決と地域医療を守ることを求める意見書についてから、意見書案第18号 道路整備に関する意見書についてまで、以上10案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号から意見書案第18号までの10案件は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

平成19年9月30日をもって任期満了となります坂野光則委員を、再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) お諮りいたします。

本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦同意と決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成19年第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時51分閉会)